

大河津分水通水 100 周年・関屋分水通水 50 周年記念 未来につながる事業実行委員会規約

(名称)

第 1 条 本会は、大河津分水通水 100 周年・関屋分水通水 50 周年記念未来につながる事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 令和 4 年、大河津分水通水から 100 周年、関屋分水通水から 50 周年を迎える事を機に、信濃川の治水・利水が現在の新潟の繁栄をもたらした歴史を再認識してもらい、治水の重要性を広く啓発するとともに、河川と社会、人の関わりについて考えるために必要な事業を行う事を目的とする。

(実務)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するために次の実務を行う。

- (1) 事業の総合的な調整及び全体計画に関すること
- (2) 事業の企画及び実施に関すること
- (3) 記念事業全体の広報に関すること
- (4) 事業の支援に関すること
- (5) その他目的を達成するために必要な事項に関すること

(構成)

第 4 条 実行委員会は、別表 1 に掲げる委員をもって構成する。ただし、会長が必要と認めるときは、別表 1 に掲げる委員以外の新たな委員を任命することができる。

(会長)

第 5 条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- 2 会長は、委員の互選によって決定する。
- 3 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、実行委員会が解散するまでとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員に就任した者が、その属する団体において就任したときの役職を離れたときは、当該委員の任期は当該役職にあった日までとする。
- 3 前項の規定により委員が欠けたときは、前任者の属していた団体において当該者の後任となった者が委員に就任するものとする。

(総会)

第 7 条 実行委員会の総会（以下「総会」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 総会は、次の各号に掲げる事項を審議し、議決する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること

- (2) 事業計画に関する事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める事項
- 3 前各項の規定にかかわらず、会長が特に必要と認めるときは、審議すべき事項について、書面により委員に可否を求め、議決に代えることができる。
- 4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に総会への出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 実行委員会の事務を処理するため、信濃川河川事務所、信濃川下流河川事務所に事務局を置く。

- 2 事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第9条 実行委員会は、事業の目的が達成したときは、総会の議決を経て解散する。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この規約は、令和3年8月25日から施行する。

大河津分水通水 100 周年・関屋分水通水 50 周年記念
 未来につながる事業実行委員会 委員名簿

団体名	役職名	氏名	備考
新潟市	市長	中原 八一	
長岡市	市長	磯田 達伸	
三条市	市長	滝沢 亮	
加茂市	市長	藤田 明美	
見附市	市長	久住 時男	
燕市	市長	鈴木 力	
五泉市	市長	伊藤 勝美	
弥彦村	村長	小林 豊彦	
田上町	町長	佐野 恒雄	
新潟県	土木部 河川管理課長	加納 行弘	
新潟県新潟地域振興局	地域整備部長	東海林 晃	
新潟県三条地域振興局	地域整備部長	鈴木 則昭	
新潟県長岡地域振興局	地域整備部長	本田 勝	
北陸地方整備局 信濃川河川事務所	所長	今井 誠	
北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所	所長	小川 純子	